

◆◆民生委員・児童委員とは？

民生委員法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、社会福祉を推進するため様々な活動を行う、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。各市町村で活動しており、医療や介護、子育ての不安など住民の様々な相談に応じています。

支援を必要としている人を行政や専門機関へつなぐ「橋渡し役」となります。

◆◆民生委員制度とは？

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「さいせい こもんせいど済世顧問制度」と、大正7年に大阪府で始まった「方面委員制度」が始まりとされています。今日に至るまで、様々な理由で生活に困っている人の支えとなってきました。民生委員制度は平成29年に制度創設100周年を迎えた歴史と伝統を有する制度です。



民生委員100周年
シンボルマーク

◆◆どんなことをしているの？

民生委員・児童委員の活動には、7つのはたらきがあります。

①社会調査	地域住民の生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
②相談	地域住民がかかえる生活上の不安や問題について、親身になって相談にのります。
③情報提供	福祉の制度やサービスの情報を提供します。
④連絡通報	適切な福祉サービスを受けられるよう関係機関との間に立つ、連絡役となります。
⑤調整	必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
⑥生活支援	その人らしい自立した生活が送れるよう支援します。
⑦意見具申	活動を通じて得た地域の問題点や改善策について、必要に応じて関係機関に意見を提起します。

具体的には！



民生委員による読み聞かせ

● 行政・関係機関と連携して支援活動を行います

- ・ 社会福祉協議会、市町村、学校、警察、地域自治会、こども会との連携 など

● 高齢者の生活を見守ります

- ・ 一人暮らし高齢者の見守り活動
- ・ 地域ふれあいデイサービスの運営、協力 など

● 子どもの成長を見守ります

- ・ 子育て支援のサロン運営
- ・ 夜間下校時の安全パトロール など



◆◆民生委員・児童委員はどのように選ばれるの？

各市町村に設置された民生委員推薦会が知事に推薦し、知事は厚生労働大臣に推薦します。これを受け、厚生労働大臣が決定し、民生委員・児童委員に選ばれます。

任期は3年となっています。

主な条件として・・・

- 概ね75歳未満の方
- 地域の実情を知っている方
- 社会福祉活動に理解と熱意があり、実際に活動できる方 などです。



◆◆民生委員・児童委員になると・・・？

○組織について

民生委員・児童委員は市町村内の小地域ごとに設置された民生委員児童委員協議会に所属しています。各協議会では、研修会や学校訪問、地域行事への参加、世帯への援助方法の検討など様々な活動を行っています。

○学習活動について

民生委員・児童委員になると、県や社会福祉協議会等が開催する様々な研修があり、住民の相談に応じるために必要な福祉制度やサービスについて学んでいます。民生委員になるにあたって福祉に関する専門知識を有している必要はありません。

地域住民の皆さんへ

◆◆生活に関して困っていることはありませんか？

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、関係機関と連携した支援活動を行っています。ご相談や困りごとがありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にご相談ください。

* 秘密は守られます *

民生委員・児童委員には守秘義務が課されています。相談内容や秘密が第三者に知られることはありません。



◆◆あなたも民生委員・児童委員として活動しませんか？

県内の民生委員・児童委員の必要人数は市町村の世帯数等に応じて決められています。しかし、現在の一部市町村において欠員が生じています。欠員のある市町村においては、随時、民生委員・児童委員を募集しています。

地域の仲間と住みよい地域づくりを目指し、地域の最も身近な相談相手として貢献していただける方は、ぜひお住まいの市町村担当課などにお問い合わせください。

民生委員
児童委員

募集中



民生委員・児童委員に関するお問い合わせ

市町村	市町村担当課 民生委員児童委員協議会事務局	お問合せ先
名護市	社会福祉課 福祉総務係 民生委員児童委員協議会	0980-53-1212 080-6484-6247
国頭村	福祉課 社会福祉協議会	0980-41-2765 0980-41-5231
大宜味村	社会住民福祉課 福祉係 社会福祉協議会	0980-44-3003 0980-44-3800
東 村	福祉保健課 社会福祉協議会	0980-43-2202 0980-43-2544
今帰仁村	福祉保健課 福祉係 社会福祉協議会	0980-56-4189 0980-56-4742
本部町	福祉課 福祉班 社会福祉協議会	0980-47-2165 0980-47-6655
伊江村	福祉課 社会福祉協議会	0980-49-3160 0980-49-5104
伊平屋村	住民課 社会福祉協議会	0980-46-2142 0980-46-2477
伊是名村	住民福祉課 社会福祉協議会	0980-45-2819 0980-45-2292
宜野湾市	福祉総務課 総務係 社会福祉協議会	098-893-4411 (内線3122) 098-892-6525
沖縄市	ちゅいしいじい課 地域福祉係 民生委員児童委員協議会	098-939-1212 098-987-8110
うるま市	福祉総務課 社会福祉協議会	098-989-0203 098-973-5459
宜野座村	健康福祉課 社会福祉協議会	098-968-3253 098-968-8979
恩納村	福祉課 地域福祉係 社会福祉協議会	098-966-1207 098-966-1193
金武町	保健福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会	098-968-3559 098-968-3310
読谷村	福祉課 地域福祉係 社会福祉協議会	098-982-9209 098-958-2939
嘉手納町	福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会	098-956-1111 (内線127) 098-956-1177
北谷町	福祉課 地域福祉係 社会福祉協議会	098-936-1234 (内線2110) 098-936-2940
北中城村	福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会	098-935-2233 098-935-4520
中城村	福祉課 福祉係 社会福祉協議会	098-895-1738 098-895-4081

○沖縄県民生委員児童委員協議会
TEL.098-882-5813

市町村	市町村担当課 民生委員児童委員協議会事務局	お問合せ先
那覇市	福祉政策課 地域福祉グループ 民生委員児童委員連絡協議会	098-862-9002 098-858-5166
浦添市	福祉総務課 管理係 民生委員児童委員協議会	098-876-1266 098-877-8278
糸満市	社会福祉課 福祉総務係 社会福祉協議会	098-840-8132 098-994-0563
豊見城市	社会福祉課 福祉総務班 社会福祉協議会	098-850-0141 098-856-2782
南城市	社会福祉課 社会福祉協議会	098-917-5334 098-917-5692
西原町	福祉保険課 社会福祉係 社会福祉協議会	098-911-9163 098-945-3651
与那原町	福祉課 社会福祉協議会	098-945-1525 098-945-3016
南風原町	こども課 地域福祉班 社会福祉協議会	098-889-7028 098-889-3213
久米島町	福祉課 福祉班 社会福祉協議会	098-985-7124 098-851-8335
渡嘉敷村	民生課 社会福祉協議会	098-987-2322 098-987-3271
座間味村	総務福祉課 社会福祉協議会	098-896-4045 098-987-2084
渡名喜村	民生課 社会福祉協議会	098-989-2317 098-989-2113
粟国村	民生課 社会福祉協議会	098-988-2017 098-988-2045
南大東村	福祉民生課 社会福祉協議会	09802-2-2036 09802-2-2226
北大東村	福祉衛生課 社会福祉協議会	09802-3-4055 09802-3-4103
八重瀬町	社会福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会	098-998-9598 098-998-4000
宮古島市	福祉政策課 地域福祉係 社会福祉協議会	0980-73-1981 0980-77-8661
多良間村	住民福祉課 社会福祉協議会	0980-79-2623 0980-79-2679
石垣市	福祉総務課 総務係 社会福祉協議会	0980-87-5515 0980-84-2211
竹富町	町民課 町民係 社会福祉協議会	0980-83-2574 0980-84-3302
与那国町	長寿福祉課 社会福祉協議会	0980-87-3575 0980-87-2471

ご存じですか？

みんなのまちの 民生委員・児童委員

～地域における身近な相談・支援のボランティア～

福祉サービスの
利用

高齢者の
福祉

生活への
不安

地域活動への
協力

子育ての
悩み



民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、活動しています。
誰もが安心して暮らせるように、様々な機関と連携しながら、
幅広い活動を行っています。

◎沖縄県

沖縄県子ども生活福祉部 福祉政策課

TEL.098-866-2177 FAX.098-866-2569